

広島大学大学院(博士課程前期)
法学・政治学プログラム入学試験(令和8年8月実施)

問題 専門科目 [租税法]

次の問のすべてに解答してください。

1. 租税立法に関する違憲審査基準である明白性の原則について説明してください。
2. 所得税法に係る課税所得計算における平準化について説明してください。

出題の意図

専門科目 [租税法]

おおむね以下のような解答があれば望ましい。それぞれ租税法・所得税法における基礎概念を理解しているか否かを問う問題である。

1. 租税立法の違憲審査基準としては、いわゆる大島訴訟において採用された明白性の原則があり、それによると租税立法についてはその違憲性が明白でない限り、裁判所は立法府の裁量を広く認めるというものである。これは、租税立法の専門性、技術性等を根拠としている。そして、これは、租税立法における民主主義的租税観の発現と考えることもできる但し、いかなる場合にも明白性の原則が妥当するとは必ずしも言い切れず、例えば、憲法14条に規定されている事項に基づく差別的扱いについては、厳格な基準が妥当すると解し得る。
2. 所得税は期間税とされ、毎年課税される。これは税収獲得の必要性から導かれる。しかし、こうした期間計算主義に基づく課税はあくまでも便宜的なもの、技術的原則に基づくものとされており、いわゆる生涯所得に見られるように、本来の担税力はもう少し中長期的なスパンで測る必要がある。一課税年度に多額の所得が実現した場合には、累進税率との関係上、同じ額の所得を複数の課税年度にわたって稼得した時と比べて、過剰に多額の税負担が生じる可能性があり、不合理である。そこで、所得税法上、長期譲渡所得、退職所得等に見られるように、いわゆる二分の一課税が適用されたり、さらには特別控除、五分五乗方式の適用等もある。